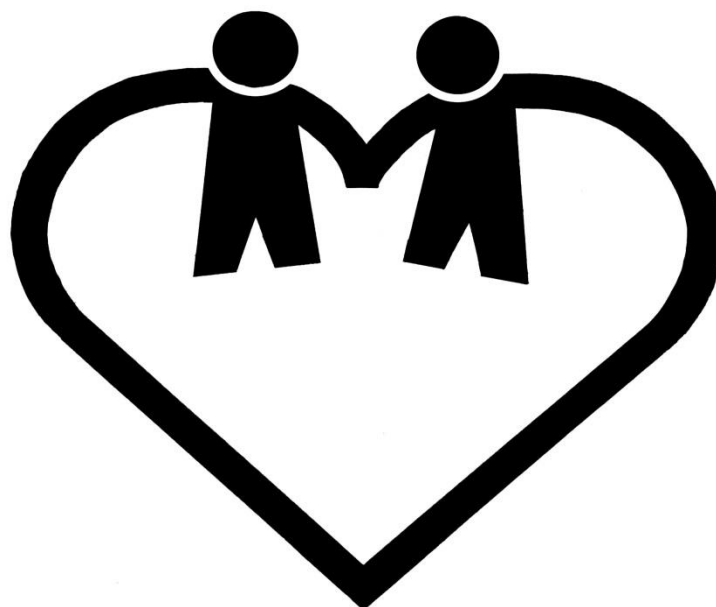


第3次山ノ内町人権に関する総合計画

すべての人の人権が尊重されるまちをめざして



山ノ内町

目次

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画策定の背景	2
4 基本理念	4
5 計画の期間	4
6 計画の体系	5

第2章 人権施策の基本的視点

1 町民の安全・安心な暮らしを守り、差別を生まないまちづくり — 「人権尊重の視点」に立った町政 —	6
2 偏見・差別を解消し、異文化・多様性を認めあうまちづくり — 教育・啓発と交流の推進 —	8
3 人権侵害の被害者を救済するまちづくり — 相談・支援体制の整備 —	14

第3章 人権課題別施策の推進

1 同和問題（部落差別）	16
2 女性	18
3 障がいのある人	20
4 高齢者	22
5 子ども	24
6 外国人	26
7 インターネットによる人権侵害	28
8 様々な人権問題	30

第4章 計画の推進

1 推進体制	32
2 評価体制	32

付属資料

【表紙のシンボルマーク】

町の人権啓発シンボルマーク。人と人が手をつなぎ、みんな仲良く、心が通じ合うというイメージでハートにし、人権を尊ぶ気持ちを広めていくことを表現しています。

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本町は、平成4（1992）年12月議会で、すべての差別を否定する平和で明るい地域社会を実現するため、「部落解放宣言」に関する決議がなされ、平成6（1994）年7月には町の責務、町民の責務を明らかにし、部落差別をはじめあらゆる差別撤廃と人権擁護を図り、平和で明るい国際都市を目指す山ノ内町の実現に寄与することを目的とした「山ノ内町差別撤廃と人権擁護に関する条例」を制定しています。

この条例の目的達成のため、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画、同長野県行動計画の趣旨並びに、「山ノ内町総合計画」との整合性をもたせて、「第1次山ノ内町人権に関する総合計画【平成13（2001）年度～平成22（2010）年度】」及び第2次計画【平成23（2011）年度～令和2（2020）年度】を策定し、様々な人権施策を推進してきました。

しかしながら、差別、虐待、いじめなどの人権問題は現在もなお後を絶たないことに加え、少子高齢化や国際化、情報化の進展や未知の感染症の流行等の社会情勢の変化により新たな問題も発生するなど、私たちを取り巻く人権に係る問題は日々多様化、複雑化しています。

これらのことを踏まえ、引き続き「山ノ内町差別撤廃と人権擁護に関する条例」に掲げる「平和で明るい国際都市」を目指し、町民一人ひとりの課題と目標を明らかにするとともに、長期的展望に立った本町の総合施策の展開方向を示し、あらゆる差別をなくし、町民と行政との協働により人権尊重の視点に根ざしたまちづくりを推進するために、第3次計画【令和3（2021）年度～令和12（2030）年度】を策定するものです。

2 計画の位置づけ

この計画は、本町における人権政策の基本的な考え方や方向性を示し、人権に係る諸施策を総合的かつ効果的に推進するための計画として位置づけるものです。

また、「第6次山ノ内町総合計画【令和3（2021）年度～令和12（2030）年度】」における、人権に係る各種施策を推進するための計画として位置づけ、双方に整合性をもたせています。

3 計画策定の背景

(1) 国際的な動き

人類は、二度にわたる世界大戦の惨禍を経験しました。その反省の中から、昭和 23（1948）年、国連総会において「世界人権宣言」が採択されました。その後、この宣言を実効性のあるものとするため、「国際人権規約」をはじめ、人種差別、女性、子ども、障がいのある人、難民等に関する差別撤廃のための条約が数多く採択されるとともに、各種宣言や国際年等を定めて、人権が尊重される世界の実現に向けて取り組んできました。

また、平成 6（1994）年、国際連合は平成 7（1995）年からの 10 年間を「人権教育のための国連 10 年」とすることを決議し、その具体的プログラムとして「人権教育のための国連 10 年行動計画」を示し、「人権という普遍的な文化」を構築するための取り組みを進めました。また、行動計画終了後の取り組みとして、平成 16（2004）年の国連総会において、全世界的規模で人権教育の推進を徹底させるための「人権教育のための世界計画」を開始することを採択し、平成 17（2005）年から 5 年ごとにフェーズ（段階）を区切り、重点領域を据えた取り組みを進めています。

また平成 12（2000）年 9 月、開発分野における国際社会共通の目標である「ミレニアム開発目標（MDGs）」が策定され、平成 27（2015）年までに達成すべき 8 つの目標が掲げられました。その後継として、平成 27（2015）年 9 月に国連総会で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」は、令和 12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標とされています。前文で「誰一人取り残さないことを誓う」と謳い、取り組むべき課題に「貧困と飢餓に終止符を打つこと」「国内的・国際的な不平等と戦うこと」「人権を保護しジェンダー平等と女性・女児のエンパワーメントを進めること」等を掲げ、目指すべき世界像として「人権、人の尊厳、法の支配、正義、平等及び差別のないことに対して普遍的な尊重がなされる世界」を提示するなど、人権尊重社会の実現が世界的な目標となっています。

(2) 国及び長野県の動き

昭和 22（1947）年に施行された日本国憲法は、「基本的人権の尊重」を国民主権、平和主義とともに 3 つの柱として規定しており、生命・自由及び幸福追求などを、すべての国民にとって現在だけでなく将来にわたり保障されるべき権利とみなし、基本的人権の享有を保障しています。

昭和 31（1956）年、日本は国際連合に加盟し「国際人権規約」をはじめとする主要な国際人権諸条約を批准するとともに、人権に関する個別法や諸制度の整備、各種施策を進めてきました。平成 9（1997）年には、「人権教育のための国連 10 年に関する国内行動計画」を策定するとともに、人権擁護施策の推進を国の責務と定めた「人権擁護施策推進法」が施行されました。この法律に基づいて設置された「人権擁護施策推進審議会は」、平成 11（1999）年 7 月に「人権教育・啓

発の在り方」について、平成 13（2001）年5月に「人権救済制度の在り方」について、同年 11 月に「人権擁護委員制度の改革」について、それぞれ答申を行いました。この答申に基づき、平成 12（2000）年 11 月の臨時国会で「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）」が制定され、この法律に基づき、平成 14（2002）年に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

長野県では、平成 11（1999）年 3 月に「人権教育のための国連 10 年長野県行動計画」を策定し、「長野県人権啓発推進委員会」を設置して人権教育を推進してきました。平成 15（2003）年4月には「長野県人権教育・啓発推進指針」を策定し、平成 16（2004）年には、共生社会の実現を目指した「長野県人間尊重推進委員会」、平成 19（2007）年7月には「長野県人権政策審議会条例」が制定され、同年9月に「長野県人権政策審議会」を設置しました。その後、平成 21（2009）年 3 月に審議会からの答申を受け、平成 22（2010）年2月、「長野県人権政策推進基本方針」を策定しました。

（3）山ノ内町の動き

昭和 44（1969）年の「同和対策事業特別措置法」の施行などを背景に、本町では昭和 47（1972）年から部落差別撤廃に向け本格的な事業を開始しました。昭和 49（1974）年に同和対策室を設置し、昭和 55（1980）年には「同和対策基本方針」を定めて、同和地区における環境改善や経済向上、教育の機会均等、健康・福祉増進対策、町民に対する教育・啓発等の事業を展開してきました。この事業と並行して、昭和 53（1978）年に教育委員会に同和教育係を設置し、保育所、学校、PTA、公民館、地域等における同和教育の推進や、同和教育集会所における各種事業を進めてきました。

その後、平成 4（1992）年 12 月に、町議会において「部落解放宣言」に関する決議がなされ、平成 6（1994）年6月に「山ノ内町差別撤廃と人権擁護に関する条例」を制定しました。また、条例制定に伴い、部落解放審議会を「差別撤廃人権擁護審議会」と改めました。この条例の目的である、部落差別をはじめあらゆる差別撤廃と人権擁護のため、各課が横断的に連携し合い、人権に関する施策を総合的に推進することを目指し、平成 10（1998）年2月、町長を本部長とする「山ノ内町差別撤廃と人権擁護推進本部」を設置しました。現在は、総務課に人権政策室、教育委員会に人権教育係を置き、庁内の各課と連携し、「山ノ内町部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくす推進委員会」や「山ノ内町企業人権・同和教育推進協議会」などの関係団体をはじめ町民との協働を図りながら、人権施策を推進しています。

4 基本理念

「人権」とは、人間誰もが生まれながらにもっている固有の権利であり、すべての人が生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かせないものです。この権利は、すべての人に平等に保障されなければならない、いじめや差別、虐待などによる個人の尊厳の侵害は、あってはならないことです。

山ノ内町に関わるすべての人が、「この町に住んでよかった」「この町を訪れてよかった」と心から実感するためには、町民と行政との協働による「人権のまちづくり」を進めていく必要があります。そのためには、ノーマライゼーション（※1）の理念に基づき、人権尊重の視点に立った施策を町のあらゆる分野で推進するとともに、町民自らが人権尊重意識の醸成や、異文化・多様性の理解に向けて、学び、実践していくことが求められます。また、人権が侵害されたとき、安心して助けを求め、解決に導くことのできる、拠り所が必要です。

本町では、「人と人とが尊重し合う絆の郷土（まち）づくり」を、人権政策における基本理念とし、年齢、性別、居住地や国籍、文化、障がいの有無等に関わらず、すべての人が社会の一員として活躍し、互いに支え合いながら生きる社会の実現を目指します。

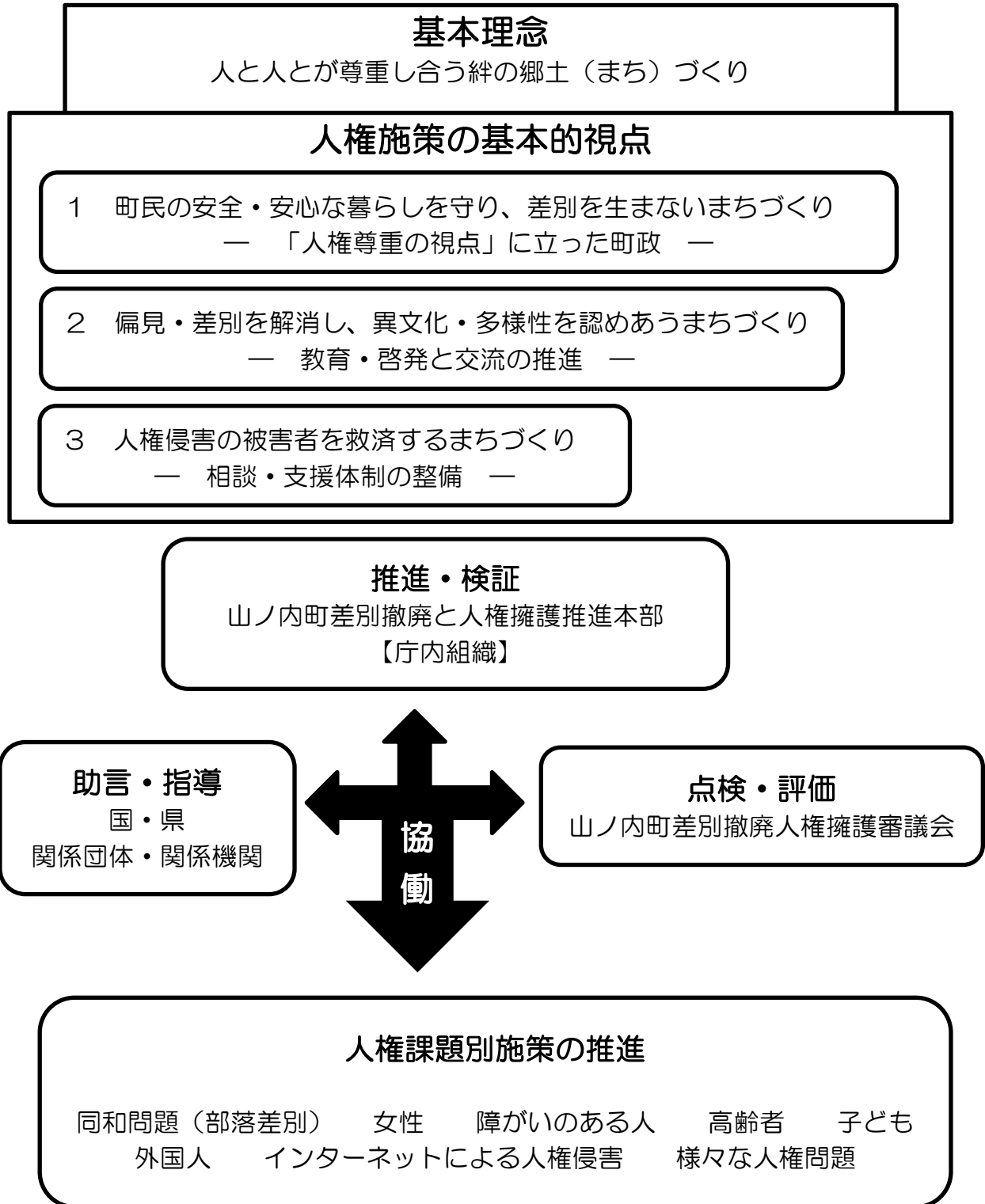
※1 ノーマライゼーション：障がいのある人等の社会的支援を必要としている人々を、いわゆるノーマルな人にすることを目的としているのではなく、その障がいを共に受容することであり、彼らにノーマルな生活条件を提供すること。

5 計画の期間

本計画は、「第6次山ノ内町総合計画」と整合しつつ具体的な推進を図るため、令和3（2021）年度を初年度、令和12（2030）年度を目標年度に設定し、これ以降継続して改正するものとします。

なお、令和7（2025）年度に、中間総括年として必要に応じて所要の見直しを行うものとします。

6 計画の体系



第2章 人権施策の基本的視点

第3次計画では、基本理念である「人と人との尊重し合う絆の郷土（まち）づくり」を実現するため、以下の3点を人権施策の基本的視点に掲げます。本町の人権施策の現状及び成果・課題を踏まえ、より発展的に再構築を図りながら、あらゆる人権問題の解消、一人ひとりの人権意識の高揚に向けた取り組みを推進します。

1 町民の安全・安心な暮らしを守り、差別を生まないまちづくり

— 「人権尊重の視点」に立った町政 —

「人権のまちづくり」の基盤として、すべての町職員が人権行政の担い手であることを自覚し、あらゆる分野で「人権尊重の視点」に立った町政を推進していく必要があります。

町民一人ひとりの安全・安心な暮らしを守るため、道路や案内標識、公共施設等のバリアフリー（※1）化やユニバーサルデザイン（※2）に基づく設計を進める「ハード施策」と、保健・医療・福祉の増進、産業の振興、職業の安定等に係る各種サービスの提供や経済的支援などの「ソフト施策」を、一体的に推進していくことが求められます。

また、誰もがあらゆる場面で障壁を感じることなく、安全・安心で快適に生活できる環境を整備することは、一人ひとりの人権を擁護するだけでなく、身体的・精神的・社会的・経済的な不安やストレスを軽減させ、心の安定を確保・維持することにつながり、結果として差別や人権侵害の発生を抑止することにもつながります。

「人権尊重の視点」に立った町政の推進により、町民一人ひとりの人権が守られ、誰もが差別や人権侵害の加害者にも被害者にもならない町を目指します。

※1バリアフリー：障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。段差などの物理面、制度面、文化・情報面、心理面の障壁の除去も含む。

※2ユニバーサルデザイン：あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方。

●施策の方向

	施策	具体的取組	関連課
1	基本的職務の遂行	<p>①あらゆる来庁者に対し、進んであいさつや声かけをしたり、同じ目線で応対したりするなど、積極的な接遇に努めます。</p> <p>②常に相手の立場に立ち、個人の意思や人格を尊重した行政サービスを提供します。</p> <p>③個人情報扱う業務では、プライバシーの保護や人権擁護の視点に基づき、適切な対応をします。</p> <p>④各課が連携し、窓口のワンストップ化を図り、手続きの簡略化や時間短縮に努めます。</p>	各課
2	全員参加のための環境整備	<p>①道路や案内標識、公共施設等のバリアフリー化及びユニバーサルデザインの視点に立った施策を推進します。</p> <p>②講演会やイベントなどの実施時に、託児サービスの実施や手話通訳士の配置、点字資料の提供、車いすのスペース確保など、必要に応じた配慮を行います。</p>	各課
3	適切な情報発信	<p>①用語の簡略化、文字の大きさや色などに配慮し、誰にとってもわかりやすい文書の作成や広報活動、情報提供等を行います。</p> <p>②発刊物等において、偏見や差別につながるような表現や写真、イラスト等の使用がないか点検します。</p>	各課
4	町民の声の広聴	<p>①各種住民組織や団体、審議会等のさまざまな機会や場を通じて町民から意見を求め、把握・分析し、ニーズを町政へ反映させます。</p>	各課

2 偏見・差別を解消し、異文化・多様性を認めあうまちづくり

— 教育・啓発と交流の推進 —

人権問題は、未知のものや異質なものに対する「偏見」や「恐れ」から生まれます。誰もが自己防衛本能として潜在的にもっている、自分の知らないものや異なるものを敬遠・排除したいと思う意識や思考は、いじめや嫌がらせなどの人権を侵害する言動へとつながります。

偏見や恐れを解消するためには、一人ひとりが人権問題を正しく知り、理解していく必要があります。そして、それらの人権問題を一人ひとりが「自分のこと」として認識し、自分自身の生き方に反映させることが求められます。

正しい理解を通じて、町民一人ひとりが自分自身の偏見に気づく力や、噂やデマに翻弄されず正しい情報を見抜く力をつけるために、あらゆる場において、効果的で実践につながる教育・啓発及び交流を推進します。

(1) 行政

●現状と課題

本町では、「差別をなくす町民大会」や「解放講座」等の人権に係る各種講座・研修を、行政職員研修に位置づけることで、職員があらゆる人権問題について理解を深めています。また、理事者及び管理職は、町の人権関係団体の構成員となっており、更に多様な教育・啓発が図られています。

すべての町職員が、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行し、また、職場を離れれば個人として家庭や地域における推進役となる必要があることから、職員一人ひとりの人権意識の高揚を図るための教育・啓発を、継続して推進していくことが求められます。

●施策の方向

	施策	具体的取組	関連課
1	職員研修の充実	①全職員に対し、職員研修に位置づけた人権・同和教育に関する各種講座・研修への参加を促進します。 ②あらゆる部署において人権尊重の視点を基盤とした職務の遂行を図るため、各部署の職務と関連付けた職員専門研修を実施します。 ③講座・研修において得た知識や手法を、家庭や地域生活の中で生かせるよう、研修内容の工夫に努めます。	人権政策室 教育委員会

(2) 保育所・学校

●現状と課題

町内の保育所では、日々の活動全体を通じて子どもたち一人ひとりが互いの良さを認め合いながら、思いやりや協調性を育む保育を行っています。小中学校においては、発達段階に応じて通年で人権・同和教育に取り組むとともに、強化月間を設け、特設授業や研究授業に取り組んでいます。また、道徳教育をはじめ各教科を人権と絡めて考えるなど、人権・同和教育をあらゆる教育活動に取り入れ推進しています。更に、各保育所・学校の人権担当者による「保育園学校人権・同和教育推進研究委員会」を通じて、公開保育や公開授業等の人権・同和教育に係る事業を推進するとともに、職員研修に位置づけた各種講座・研修により、保育所職員及び教職員の自己啓発を図っています。

今後も、保育所、小学校、中学校の連携を一層密にし、子どもたちの発達段階や個人差に留意したうえで、人権尊重意識を育む保育・教育を推進する必要があります。更に、保育所職員、教職員、保護者あるいは地域住民等、子どもたちを指導する立場にある者が、自身の人権感覚を磨くための教育・啓発の機会を充実させ、互いに連携を深めながら、子どもを見守り育てていくことが求められます。

●施策の方向

	施策	具体的取組	関連課
1	発達段階に応じた人権・同和教育の推進	①各保育所・学校において、指導計画に基づき教育活動全体を通じた人権・同和教育を、総合的に推進します。 ②学校においては、発達段階に応じて、様々な人権課題に対する教育を推進します。	健康福祉課 教育委員会
2	主体的な人権学習の促進	①子ども自らが課題を見つけ、学び、考え、実践行動ができる力を育てるため、学習教材や指導方法の工夫・改善に努めます。	健康福祉課 教育委員会
3	保育所職員・教職員に対する教育・啓発	①職員研修に位置づけた各種講座・研修への積極的な参加を促します。 ②保育所職員・教職員を対象とした人権学習の機会の充実を図ります。 ③職員同士が、担当する学年や保育所・学校を超えて、指導方法等について情報交換したり、互いに学び合ったりする機会をつくります。	人権政策室 教育委員会

	施策	具体的取組	関連課
4	子どもの保護者等への教育・啓発	<p>①人権・同和教育に関する各種講座・研修への積極的な参加を促進します。</p> <p>②保護者や若年層の町民を対象に、SNS等を通じたいじめや結婚差別問題など、子どもに関わりの深い人権問題に特化した研修を実施します。また、内容に応じて親子で共に学ぶことのできる研修の機会をつくります。</p> <p>③学級通信や広報誌等を通じて、子どもと大人が共に学び合う、家庭人権・同和教育を推進します。</p>	人権政策室 教育委員会
5	町と保育所・学校との連携	<p>①「保育園学校人権・同和教育推進研究委員会」を通じて、指導計画の見直しや情報交換、研究等を行います。</p> <p>②保育所、小学校、中学校における人権・同和教育を総合的・体系的に進めるため、学習教材や指導資料等の作成・活用を推進します。</p>	人権政策室 教育委員会

(3) 家庭・地域

●現状と課題

家庭・地域は、生活の最も身近なコミュニティであり、家族のふれあいや地域住民との交流などを通じ、人権尊重意識の高揚や他人に対する思いやりの心を育む役割を担っています。本町では、町内 16 の地区に「地区差別をなくす推進委員会」がつくられており、あらゆる地域住民に対する人権・同和教育を推進しています。

個人や地域における取り組みが広がり、町全体の人権意識の高揚につながることを目指して、家庭・地域における人権・同和教育の拡充及び自主的な取り組みに対する支援を行う必要があります。

●施策の方向

	施策	具体的取組	関連課
1	町民主体の人権学習の推進	①各地区へ人権学習の必要性や積極的な学習会の開催を周知・依頼するとともに、毎年人権教育の強化地区を指定するなど、教育体制の確立に努めます。 ②各地区の差別をなくす推進委員会の役員や人権・同和教育推進指導員などの地域における人権リーダーを養成するため、専門研修の実施や学習教材の提供等を行います。 ③効果的な学習方法の提示や、学習実績に応じた助成などを行い、各地区において継続的な人権学習が図られるよう支援します。	人権政策室 教育委員会
2	町民への教育・啓発機会の拡大	①町内の公共施設に、人権に関する啓発資料等を掲示し、施設利用者への教育・啓発を図ります。 ②各種団体・サークル活動の推進者や参加者に人権・同和教育の機会を設けることで、より多くの町民が人権学習に携わる機会をつくれます。	人権政策室 教育委員会

(4) 企業・職場

●現状と課題

すべての企業において、法令順守や説明責任等の社会的責任が求められており、採用選考や職員配置、昇進、賃金等における公正な処遇や、職場におけるハラスメントや不当な差別の解消・防止など、あらゆる面において基本的人権の尊重を基盤とした企業活動の推進が必要とされています。

本町では、「企業人権・同和教育推進協議会」の会員を対象に、人権研修会や企業内研修の実施、啓発資料・教材の提供等を行い、ハラスメント防止や公正な採用選考、ワーク・ライフ・バランス（※1）等をテーマに、CSR（企業の社会的責任）の視点から、企業として人権を尊重する必要性についての教育・啓発を推進しています。しかしながら、町が開催する研修への参加が困難な企業が多いことから、各企業・事業所単位での研修を更に定着させていく必要があります。

人権が尊重された差別のない明るく働きやすい職場づくりを実現するため、引き続き同協議会における事業を基盤に、国や県、関係機関等と連携しながら、町内の企業・職場における教育・啓発を推進することが求められます。

●施策の方向

	施策	具体的取組	関連課
1	研修内容の充実	①研修や啓発資料等あらゆる機会・手段をとらえて、企業・職場に関する人権問題や、働きやすい職場づくりに関する教育・啓発を推進します。 ②観光客や被雇用者として関わりの深い外国人や障がいのある人、高齢者の人権について考えるなど、町内企業の特徴や経営形態を踏まえ、個別の人権課題について広く学ぶことのできる研修を実施します。	人権政策室 教育委員会
2	企業内研修の拡充	①日々の職務の中で実践しやすく短時間でも扱いやすい教材の選定・提供、講師派遣に係る助成などを通じて、各企業が独自に人権研修を実施しやすい環境を整備します。	人権政策室 教育委員会

※1ワーク・ライフ・バランス：働くすべての人が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

(5) 効果的で実践につながる教育・啓発と交流の推進

●現状と課題

本町では、あらゆる場において多種多様な手段・機会を通じ、町民に対する教育・啓発及び交流の推進を図ってきました。人権問題に関わる当事者をはじめとする住民同士の交流事業や、人権にゆかりのある土地や施設へ出向いて学習する現地視察などを行い、座学では学ぶことのできない「自分自身の目で見て、耳で聴いて、肌で感じる教育」を推進しています。また、学習する者自身が学びを「学習の中の出来事」として終わらせず、「自分のこと」としてとらえられるよう、学校、地域、企業などにおいて、学習の中に意見交換や意見発表の場を取り入れています。更に、定期的な広報誌への啓発記事の掲載、「人権週間」（12月4日～10日）に合わせた研修会や人権擁護委員との協働による啓発活動の実施、人権課題別啓発リーフレットやオンライン学習教材の作成・活用など、様々な機会において、多様な手法による教育・啓発を推進しています。

今後も、人権を取り巻く社会情勢や町民のニーズを汲み取りながら、効果的で実践行動につながる教育・啓発、交流事業に取り組む必要があります。

●施策の方向

	施策	具体的取組	関連課
1	多様な手法による教育・啓発	①学校教育と社会教育の双方から、扱いやすく、実生活に活かすことのできる人権学習教材の研究・開発及び活用の促進を図ります。 ②広報誌、ホームページなどの多種多様な媒体や手段、または機会を通じて、人権意識向上に向けた広報及び教育・啓発を推進します。 ③講習型だけでなく、「参加体験型」や「視察型」など、多種多様な形態による人権学習を推進します。	人権政策室 教育委員会
2	当事者との出会いの場や交流の機会づくり	①偏見・差別を体験した当事者から、実体験や思いなどの「生の声」を聴くことのできる講座・研修を実施します。 ②年齢、性別、居住地や国籍、障がいの有無などの垣根を超え、多種多様な住民による幅広い交流の機会をつくれます。	人権政策室 教育委員会

3 人権侵害の被害者を救済するまちづくり

— 相談・支援体制の整備 —

●現状と課題

本町では、人権政策室を人権相談の総合窓口位置づけ、常時窓口や電話での相談に対応するとともに、庁内の各課において、様々な分野における人権に関する相談を受け付けています。また、町民が気軽に足を運ぶことのできる相談窓口の整備として、町内の各公民館を会場に、出張相談である「人権よろず相談所」を開設するとともに、地域福祉センターで毎月1回開設している「心配ごと相談」では、人権擁護委員や民生児童委員と連携し、相談・支援体制を整備しています。相談窓口の周知は、学校や公民館、地域福祉センター等へのパンフレットの配架や、広報誌、ホームページ等の媒体により行っています。

人権に関する相談は、就労や福祉、教育など複数の課題が複合的に絡み合っていることが多く、広い分野での対応が必要となる場合もあります。庁内の各課はもとより、国や県、関係機関等との連携を一層密にし、町民が差別や人権侵害に直面したときに、必要な情報提供や支援を受けながら問題を早期解決できる体制づくりが求められています。

●施策の方向

	施策	具体的取組	関連課
1	各種相談機関との連携	①庁内の関係課をはじめ、国や県、関係機関等との連携を強化し、きめ細やかな相談・支援体制の構築に努めます。 ②県や市町村、関係機関等と連携し、国に対し人権擁護に関する法整備等の働きかけを行います。	人権政策室
2	相談窓口機能の強化と支援体制の充実	①役場の窓口や電話だけでなく、ファックスや電子メール等による相談や、個別の出張相談の実施など、町民のニーズに応じた相談・支援を行います。 ②相談業務に関わる職員等が、相談対応研修を積極的に受講し、スキルアップを図ります。 ③対応マニュアルの作成・活用を図り、相談・支援に関わる職員誰もが、適切に対応できるようにします。	人権政策室
3	相談窓口等の広報の充実	①広報誌、ホームページ、パンフレット等の媒体や、各種講座・研修等の機会を通じて、相談窓口や支援制度等の広報・周知を行います。	人権政策室

	施策	具体的取組	関連課
4	人権問題発生後の対策と被害者支援	<p>①人権問題が発生した際、庁内の関係課、国や県、関係機関及び「山ノ内町差別撤廃人権擁護審議会」等を通じて、発生した背景や対応状況を検証・分析し、問題解決につながる効果的な対策や啓発方法の検討を行います。</p> <p>②人権問題発生後の対応を、専門機関等に引き継ぐ場合でも、対応に携わった者として必要に応じて被害者に寄り添ったケアや支援を継続し、共に問題の解決を目指します。</p>	人権政策室

第3章 人権課題別施策の推進

1 同和問題（部落差別）

●現状と課題

同和問題（部落差別）は、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活上で様々な差別を受けるなどといった、日本固有の重大な人権問題です。国では、昭和44（1969）年に施行された「同和对策事業特別措置法（平成14（2002）年3月失効）」等の諸法令により、生活環境の改善をはじめとする基盤整備に取り組んできました。

本町においても、同和对策事業に取り組むとともに、各種講座・研修、広報誌や啓発資料の作成・活用、当事者との交流事業、部落解放同盟と行政・学校関係者との懇談会、本人通知制度（※1）の導入・普及等、同和問題の解消に向けて様々な取り組みを推進してきました。しかしながら、平成27（2015）年に中高地区4市町村の住民を対象に実施した「中高地区人権に係る住民意識調査」の結果では、「被差別部落」という言葉に対し、怖い、貧しいといったマイナスイメージをもつ人の割合が、平成17（2005）年調査時よりも増加していることや、そのイメージが、学校での同和教育の学習経験がある人ほど強い傾向にあることが明らかになりました。更に、他の人権問題と比較し、同和問題に対して「そっとしておけばやがて解消される（寝た子を起こすな論）」という考えをもつ人が多い傾向があり、同和問題をよく知らない人が、世間の間違った情報や考え方に染まることが懸念されます。

また全国的にも、就職や結婚における身元調査等の差別行為や、地域や学校における差別発言などが発生していることに加え、インターネット上に同和地区とされる地域を摘示したり、所在地や特徴等が分かる写真を掲載したりするなど、匿名性や拡散性を利用した差別事象が多数発生しています。こうした状況の中、部落差別は許されないとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であるとし、国及び地方公共団体の責務を明らかにした「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が、平成28（2016）年12月に施行されました。

同和問題を解消するためには、近年見直されてきた歴史的背景を踏まえ、マイナスからプラスへとイメージを転換するための正しい教育が必要です。また、差別を放置しておくことは差別の解消にはならないという視点から、町民一人ひとりが「寝た子を正しく起こす」ことの必要性を理解するための教育・啓発も求められています。

※1 本人通知制度：個人情報不正請求や不正取得の防止を目的に、住民票の写しや戸籍謄本などを代理人や第三者に交付した場合に、希望する本人に交付したことを通知する制度。

●施策の方向

	施策	具体的取組	関連課
1	実態に合った同和教育の推進	<p>①学校教育と社会教育の双方から、史実に基づく新しい部落史観や、身元調査、就職・結婚差別などの現存する差別の実態について、正しい理解を図るための同和教育を行います。</p> <p>②公開授業や解放同盟との懇談会等を通じて、教職員の自己啓発や指導力の向上を図ります。</p> <p>③公正な採用選考や、えせ同和行為（※2）の防止を図るため、企業に対する同和教育の充実を図ります。</p>	人権政策室 教育委員会
2	相談・支援体制の充実と被害者救済	<p>①同和地区に関する問い合わせや相談に適切に対応するため、相談担当者の知識醸成や、問い合わせマニュアルの整備等を図ります。</p> <p>②国や県、関係機関等と連携し、モニタリング事業によるインターネット上の差別書き込みの点検・削除を行います。</p>	人権政策室
3	同和問題に対する調査・研究	<p>①部落差別や同和地区に関する意識調査・実態調査を実施・研究し、施策へ反映させます。</p>	人権政策室

 ※2 えせ同和行為：同和問題を口実にして、会社・個人や官公署などに不当な利益や義務のないことを求める行為。

2 女性

●現状と課題

国は、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の最重要課題として位置づけ、平成 11（1999）年に制定された「男女共同参画社会基本法」をはじめ、雇用機会均等、暴力防止、女性活躍推進などの様々な分野において、男女共同参画や女性の人権擁護に関する法や制度の整備を進めてきました。

本町においては、男女共同参画社会実現のための施策推進に関する計画である「やまのうち男女共同参画プラン 21」に基づき、学校・企業・地域等あらゆる場における教育・啓発、様々な方針決定の場への女性の参画促進、ワーク・ライフ・バランスのための各種サービスの拡充や啓発、暴力等の根絶のための支援や相談・支援体制の整備などを推進しています。

これまでの取り組みにより、男女共同参画に関する町民の意識は徐々に高まってきましたが、企業等の管理職や自治会の役員に占める女性の割合は依然として低く、また、家庭における家事や育児、介護への関わりは圧倒的に女性が多いことなど「性別による固定的役割分担意識」も根強く残っています。さらに、ドメスティック・バイオレンス（DV）（※1）や、職場等におけるセクシュアルハラスメント（※2）やマタニティハラスメント（※3）、SNS等を通じた性犯罪やストーカー行為など、被害者の多くが女性となる人権問題が数多く発生しています。

性別に関わりなく、誰もが社会の対等な構成員としてあらゆる分野に参画し、個性や能力を十分に発揮できる社会、またあらゆる女性が、人権を侵されることなく安心して生きていくことのできる社会の実現に向け、引き続き取り組みを推進していく必要があります。

※1 ドメスティックバイオレンス（DV）：一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力」という意味で使用され、場合によっては親子間の暴力などまで含めた意味で使うこともある。身体的暴力だけでなく、暴言や無視するなどの心理的暴力、生活費を渡さない・働くことを妨げるなどの経済的暴力、外出の制限・人付き合いの制限などの社会的暴力も含まれると解される。

※2 セクシュアルハラスメント：男女雇用機会均等法における定義では、①職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否したことで解雇、降格、減給などの不利益を受けること（対価型セクシュアルハラスメント）②性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に大きな悪影響が生じること（環境型セクシュアルハラスメント）とされている。

※3 マタニティハラスメント：妊娠・出産、育児休業等を理由とした解雇、不利益な異動や減給、降格などの取扱いのこと。

●施策の方向

	施策	具体的取組	関連課
1	男女共同参画社会 実現に向けた 意識づくり	①あらゆる町民に対し、研修や広報啓発を通じて、男女共同参画意識を醸成するための教育・啓発を推進します。	人権政策室 健康福祉課 教育委員会
2	男女がともに活躍 できる環境づくり	①企業や行政の管理職、審議会等の委員、区・組・各種団体等の役員などへの女性参画を推進します。	各課
		②自営業者の就労環境の整備や男女雇用機会均等に関する啓発、女性の就業・キャリアアップ支援の充実を図ります。	人権政策室 農林課 観光商工課
		③仕事と育児・介護等の両立支援の拡充や、柔軟な働き方に関する各種制度の普及、ワーク・ライフ・バランスに関する教育・啓発を行います。	人権政策室 健康福祉課
3	健やかで安心できる 自立した生活づくり	①あらゆる暴力行為やハラスメント防止のための教育・啓発及び相談・支援体制の充実を図ります。	人権政策室 健康福祉課 教育委員会
		②性や生殖等に関する教育・啓発、各種健（検）診の受診促進、生涯活動への参加促進などを通じ、ライフステージに応じた町民の心身の健康づくりを推進します。	
		③障がいのある人やひとり親家庭など、困難を抱える女性等が安心して暮らせる環境を整備します。	人権政策室 健康福祉課
		④女性の防災・減災活動への参画の拡大を図ります。	消防課

3 障がいのある人

●現状と課題

国は、平成 24（2012）年 10 月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」、平成 25（2013）年 4 月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」を施行しました。また、平成 28（2016）年 4 月には、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。この法律では、国や地方公共団体、事業者（会社や商店など）に対し、障がいのある人への「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が求められています。

令和 2（2020）年 4 月 1 日現在、本町の障害者手帳所持者は延べ 826 人（身体障害者手帳 594 人、療育手帳 115 人、精神保健福祉手帳 117 人）となっています。本町では、「山ノ内町障害者計画」や「山ノ内町障害福祉計画」に基づき、ホームヘルプやデイサービス、就労支援、医療費助成、住宅改良促進事業、地域生活支援事業による日常生活用具の給付や相談支援、移動支援、日中一時支援など、障がいのある人に対する様々な支援事業を推進しています。また他にも、障がい者団体や社会福祉協議会による啓発や文化・スポーツ交流、ボランティア団体における各種講座や体験学習、地域交流、広報誌や啓発資料を通じた障害者差別解消法や障がいのある人に関するマークの普及・啓発など、障がいのある人の人権擁護や共生社会の実現に向けた取り組みを推進しています。また、保育所における加配保育士の配置や、小中学校における特別支援学級の設置及び支援員の配置など、特別支援教育の充実を図っています。

しかしながら、社会には現在も物理面、制度面、文化・情報面、心理面などにおいて障がいのある人に対する障壁（バリア）が数多く存在し、当事者やその家族が不利益を被ったり、偏見・差別の対象となったりしています。障がいのある人の地域における生活の場の確保と社会参加を促進するためには、ノーマライゼーションの理念に基づき、道路や案内標識、公共施設等から障壁の排除を進め、安全性・快適性に配慮した環境整備や、地域生活支援事業の充実が求められます。また、障がいのある人の人権擁護のためには、心理面のバリアを排除することが不可欠です。偏見・差別によって、当事者やその家族の尊厳が傷つけられることのないよう、障がいや障がいのある人を正しく認識・理解するための教育・啓発及び交流事業を推進していく必要があります。

● 施策の方向

	施策	具体的取組	関連課
1	障がいや障がいのある人に対する理解促進	①あらゆる場において、障がいの特性や障がいのある人を正しく理解するための教育・啓発を行います。 ②障がい者団体・サークル等との交流やスポーツ・芸術文化活動の振興などを通じて、町民の障がいに対する理解促進と障がいのある人自身の社会参加を推進します。 ③保育所・学校において、社会福祉施設や養護学校との交流等の福祉教育により、幼児及び児童生徒の障がいに対する理解促進を図ります。	人権政策室 健康福祉課 教育委員会
2	障がいのある人の自立と社会参加の支援	①障がいの状態や特性に応じた、地域生活支援事業による支援や経済的支援、就労支援やコミュニケーション支援等の充実を図ります。	健康福祉課
		②公共施設や設備等のバリアフリー化やユニバーサルデザインに基づく設計を推進し、障がいがあっても安全で快適に暮らすことのできる環境を整備します。	各課
3	障がいのある人の権利擁護の推進	①障がいのある人やその家族等に対し、相談・支援体制の充実を図ります。 ②成年後見制度（※1）等の各種制度の周知及び導入による支援を行います。 ③国や県、関係機関等と連携し、障がいのある人に対する虐待の未然防止・早期発見・早期対応に向けた取り組みを推進します。	人権政策室 健康福祉課
4	特別支援教育の充実	①障がいのある幼児及び児童生徒に対し、一人ひとりの能力や発達に応じた、きめ細やかな保育・教育を行います。 ②全校体制により、必要な支援の検討や実践を行うとともに、インクルーシブ教育システム（※2）の構築に向けた環境整備を推進します。	健康福祉課 教育委員会

※1 成年後見制度：認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分になったり、判断能力が失われたりした人について、家庭裁判所が選任した後見人等が本人に代わって財産管理や契約締結等を行い、本人の権利を守る制度。

※2 インクルーシブ教育システム：人間の多様性の尊重等の強化、障がいのある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会へ効果的に参加することを可能にするとの目的の下、障がいのある人とない人とが共に学ぶ仕組み。（国連障害者権利条約第24条）

4 高齢者

●現状と課題

国では、介護保険制度や成年後見制度等の各種制度、平成 18（2006）年 4 月施行の「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」等の推進より、高齢者の人権擁護や安全な暮らしの確保に取り組んできました。

本町における 65 歳以上の高齢者人口は、令和 2（2020）年 4 月 1 日現在で 4,929 人、高齢化率は 41.4%となっています。また、65 歳以上の高齢者のうち、ひとりで生活している人は 1,080 人であり、高齢化率と同様に増加しています。本町では、「高齢者保健福祉計画」や「介護保険事業計画」を策定し、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、在宅福祉強化のための介護保険・介護予防サービスの提供、住宅改修の助成や各種施設の情報提供等を通じた生活環境の整備、自立相談支援機関等を通じた就労支援などを行っています。地域包括支援センターでは、介護予防や総合相談支援、権利擁護業務などの地域支援事業に取り組み、高齢者が安心して生活するための支援を行っています。また、保健指導員や民生児童委員による見守りは、地域の保健福祉の推進に大きく貢献しています。更に、高齢者の社会参加や生きがいづくりを促進するため、健康づくりや文化・教養活動を支援するとともに、「山ノ内町シニア大学」等の公民館事業等を通じて、生涯学習の機会を提供しています。

日本全体の高齢者人口の増加に伴い、地域の担い手として活躍する高齢者が増加し、地域の支え合いが推進されたり、自らの介護予防につながったりすることに期待が寄せられている一方で、寝たきりや認知症などにより、介護を必要とする高齢者も増加しています。介護認定の対象にはならないものの、身体機能が低下し、入浴・家事・外出などが困難な高齢者や、高齢者の一人暮らし世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増加傾向にあります。また、振り込め詐欺や悪質商法による被害、家族や施設職員等からの身体的虐待や介護放棄など、高齢者の人権を脅かす問題が発生しています。更に、認知症高齢者については、令和 7（2025）年には全国で約 700 万人（65 歳以上の約 5 人に 1 人）に達すると見込まれており、認知症の早期発見と適切な支援、正しい理解のための教育・啓発に取り組む必要があります。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、当事者やその家族、施設関係者に限らず、地域社会全体で高齢者を理解し、支える仕組みを構築していくことが求められています。

● 施策の方向

	施策	具体的取組	関連課
1	高齢者に対する理解促進	<p>①あらゆる場において、高齢者に対する理解を深めるための教育・啓発を行います。特に認知症に対する正しい知識の普及に努め、認知症高齢者への虐待等の防止を図ります。</p> <p>②保育所・学校において、社会福祉施設との交流等の福祉教育により、幼児及び児童生徒の高齢者に対する理解促進や敬愛する心の育成を図ります。</p>	<p>人権政策室 健康福祉課 教育委員会</p>
2	高齢者の社会参加の支援	<p>①高齢者が地域社会へ参加し、健康で生きがいをもっていきいきと生活できるよう、子どもとの交流や、各種団体・サークル活動等の生涯学習の機会の充実及び参加促進を図ります。</p> <p>②自立相談支援機関等との連携による高齢者の意欲・能力に応じた就労支援により、高齢者の安定的な雇用や再就職の機会の確保の促進を図ります。</p>	<p>健康福祉課 教育委員会</p>
3	高齢者福祉の充実	<p>①地域包括ケアシステムによる保健・医療、介護等に関する各種サービスの提供や、相談・支援体制の整備を推進します。</p>	健康福祉課
		<p>②公共施設や設備、高齢者向け住宅等のバリアフリー化やユニバーサルデザインに基づく設計を推進します。</p>	各課
4	高齢者の権利擁護の推進	<p>①詐欺や悪質商法に関する注意喚起や、成年後見制度などの権利擁護に関する各種制度の周知及び導入による支援の充実を図ります。</p> <p>②認知症対策の推進をはじめ、高齢者虐待の未然防止・早期発見・早期対応のための体制整備や、相談窓口の充実を図ります。</p>	健康福祉課

5 子ども

●現状と課題

国では、平成6（1994）年4月に国連の「子どもの権利条約」を批准するとともに、児童福祉や虐待防止に関する様々な法律を定め、子どもの権利擁護のための施策を推進してきました。平成24（2012）年8月には「子ども・子育て関連3法」が制定され、平成27（2015）年度から、子ども・子育て支援新制度が施行されました。令和2（2020）年4月には「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、親の子どもへの体罰禁止や、児童相談所の体制強化などが盛り込まれました。

本町では、「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもの医療費助成や延長保育・一時保育・休日保育等の充実及び利用料軽減、子育て支援センターや放課後児童クラブの開設など、子どもや保護者の心身の福祉に関する様々な施策を推進しています。また保育所においては、保育研究部会の開催、学校においては、校内委員会の開催やアンケート調査等を通じて、幼児及び児童生徒が、安心して豊かな教育を受けられる環境づくりに努めています。更に、いじめや不登校等の問題については、平成25（2013）年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」に基づき、学校・町それぞれで基本方針を策定するとともに、各校内に対策委員会を設置し、家庭や地域、スクールカウンセラー等との連携により、未然防止・早期発見・早期対応を図っています。

しかしながら、子どもを取り巻く環境は依然として懸念すべき状況にあります。少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化の進行により、子どもたちが人間性や社会性を育む上で重要となる、人とのふれあいや体験活動の機会が減少しています。また、いじめや体罰、児童虐待、児童買春や児童ポルノ、あるいは不登校や貧困など、子どもの健康や福祉を侵害する問題も後を絶ちません。

地域社会全体で子どもを見守り育てていくという意識のもと、今後も子どもたちが他者への思いやりや命を大切にす豊かな心を育み、安心して健やかに成長できる環境づくりに取り組む必要があります。

●施策の方向

	施策	具体的取組	関連課
1	子どもの健全育成の推進	<p>①保育研究部会や校内委員会の開催、実態調査の実施等を通じて、教育環境の整備を図ります。</p> <p>②保育所・学校において、人権尊重に根ざした保育・教育の実践及び、子どもの主体的な世代間交流や文化伝承活動、自然・社会体験活動などを推進します。</p> <p>③行政、学校、家庭、地域等が連携し、有害な社会環境の排除に取り組みます。</p>	健康福祉課 教育委員会
2	子どもの人権の理解促進	<p>①あらゆる町民に対し、子どもの権利や児童虐待・いじめ防止等について理解を深めるための教育・啓発を行います。</p>	人権政策室 教育委員会
3	児童福祉の充実	<p>①子どもや保護者が安心して健やかに生活できるよう、多様なニーズを踏まえた子育て支援を行います。</p>	健康福祉課
4	子どもの権利擁護の推進	<p>①いじめや不登校、児童虐待、貧困などの子どもに関わるあらゆる問題に対し、未然防止・早期発見・早期対応が図られるよう、幼児及び児童生徒の日常的な実態把握や、関係機関等との連携による相談・支援の充実を図ります。</p>	健康福祉課 教育委員会

6 外国人

●現状と課題

令和元（2019）年の外国人入国者数は、約 3,119 万人と過去最高となっています。本町においては、令和 2（2020）年 4 月 1 日現在 237 人の外国人が居住しており、総人口に対する割合は 2.0%となっています。また、平成 31（2019）年 4 月施行の「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」により、新たな在留資格が創設されたことを受け、今後も在留外国人の増加が予想されます。

このような中で、日本に居住したり旅行等で来日したりする外国人をめぐり、意思疎通が図れずトラブルになったり、入店拒否や住宅の賃貸拒否、賃金や昇進等に関する不合理な労働条件など、言葉や宗教、生活習慣等の違いによる様々な人権問題が発生したりしています。また、全国的に問題となっている「ヘイトスピーチ（※1）」については、平成 28（2016）年 6 月に施行された「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」により、対策が進められています。

本町においては、多様な国籍・地域、日本語能力の外国人が迅速かつ適切に情報を取得できるよう、各種行政サービスを多言語で提供したり、日本語教室等のボランティア団体を通じた交流活動に取り組んだりしています。また、広報誌や啓発資料を通じて、ヘイトスピーチ解消法や「やさしい日本語（※2）」の普及・啓発を推進してきました。町内で生活する外国人の多くは、日常生活の場が仕事や家庭という範囲に限られていることから、外国人と町民とが交流し、互いの理解を深める機会がほとんどないのが現状です。これが、外国人に対する理解不足につながり、偏見や差別を招く要因となっていることが考えられます。また、外国人が豊かな日本語を身につけるための学習機会が不十分であることから、令和元（2019）年 6 月に施行された「日本語教育の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、外国人への日本語教育を充実していく必要があります。

生活のあらゆる場面において、外国人に対する偏見・差別が解消され、国籍等の異なる人々が文化・慣習の違いを理解し認め合う「多文化共生社会」の実現に向けた取り組みが求められています。

※1ヘイトスピーチ：特定の民族や国籍であること、またその子孫であることを理由に、差別的な意図をもって日本社会から追い出そうとしたり、危害を加えておとしめようとする言動。

※2やさしい日本語：一つの単語や文を短く簡素化したり、漢字にふりがなをつけたりすることにより、普通の日本語よりも簡単で、外国人が理解しやすいように配慮された日本語。外国人だけでなく日本人にとっても分かりやすく、高齢者や子ども、障がいのある人などとコミュニケーションをとる際にも有効な言葉である。

●施策の方向

	施策	具体的取組	関連課
1	多文化共生のための教育・啓発の推進	<p>①あらゆる場において、一人ひとりが外国人に関する人権問題の実態を正しく認識し、異文化や価値観に対する理解を深めるための教育・啓発を推進します。</p> <p>②外国人に関する組織・団体や、友好提携都市との交流事業を通じて、外国人との国際交流の促進を図ります。</p>	人権政策室 教育委員会
2	外国人の安全・安心な暮らしの支援	<p>①各種行政サービスや災害時等における情報提供、相談支援事業などにおいて、多言語や「やさしい日本語」を用いた対応の充実を図ります。</p>	各課
		<p>②外国人労働者の雇用管理を改善し、適正な労働条件や安全衛生を確保しつつ就労できるよう、企業への関係法令等の周知・啓発を行います。</p> <p>③関係団体や機関等と連携し、外国人住民の就労や保健福祉の向上、地域生活への参画促進のための支援を行います。</p>	人権政策室
3	外国人に対する日本語教育の充実	<p>①日本語教室などの関係団体や機関等と連携し、外国人労働者等を対象とした、実践的な日本語学習の機会を整備します。</p> <p>②学校において、外国人児童生徒に対し、一人ひとりの能力に応じたきめ細やかな日本語指導を行います。</p>	人権政策室 教育委員会

7 インターネットによる人権侵害

●現状と課題

インターネットの普及に伴い、その匿名性や情報発信の容易さから、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、差別を助長する表現を掲載したりといった、人権に関わる様々な問題が発生しています。

子どもにおいては、SNS 等を通じて、いじめや誹謗中傷を受けたり、児童買春・児童ポルノ等の性犯罪に巻き込まれたりする事案が全国で発生しています。令和元（2019）年度に、長野県が児童生徒及び保護者を対象に実施した「インターネットについてのアンケート」の結果によると、児童生徒の学校の授業以外におけるスマートフォンの使用率は、中学生が 58.6%、小学生が 50.5%と過去最高の値となっており、平日の使用時間について 3 時間以上と回答した人の割合は、中学生が 15.6%、小学生が 10.5%との結果が出ています。機器使用の低年齢化や長時間使用が進むことで、ネット依存やネット上のトラブルに巻き込まれる危険性が高まることが懸念されます。

国は、平成 14（2002）年 5 月に施行した「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」に基づき、プロバイダ等に対してインターネット上の書き込みの削除や、書き込みをした者の情報開示請求等の対応が行われています。また、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が、平成 29（2017）年 6 月に改正され、フィルタリング（※1）の利用促進を図っています。

町内の学校では、児童生徒に対し、スマートフォンの安全な使い方や情報モラル等を学ぶための授業や講演会等を行っているほか、令和 2（2020）年度には「子どもとメディアやまのまち研究委員会」を設置し、子どもの電子メディアとの関わり方について、実態把握や情報共有、啓発の強化を推進しています。また、子どもの保護者や教職員、地域住民等を対象に、インターネットに関する人権問題について研修を行っていますが、様々な分野でオンライン化が進行する中、一層の学習機会の充実が求められています。

国や県等と連携し、差別事象や有害情報の規制を進めるとともに、町民が誤った知識や不確かな情報による偏見の意識から、悪意なく差別や人権侵害に加担することのないよう、情報を正しく判断して受け取る力を身につけ、情報発信に求められる責任について理解を深めるための教育・啓発を推進する必要があります。

※1 フィルタリング：青少年を違法・有害情報との接触から守り、安心して安全にインターネットを利用する手助けをする、有害サイトアクセス制限サービス。

●施策の方向

	施策	具体的取組	関連課
1	インターネットをめぐる人権侵害事案への対応	<p>①インターネット上の誹謗中傷や、悪質な差別表現の書き込みを早期発見・早期解決するため、県や他市町村、関係機関等と連携したモニタリング体制を構築します。</p> <p>②インターネットを通じた人権侵害事案の解消や改善に有効な対応が図られるよう、国へ法整備等を働きかけます。</p>	人権政策室 教育委員会
2	インターネット上の人権問題と適正利用に関する教育・啓発	<p>①あらゆる場において、インターネットに関する人権問題の実態や、メディア・リテラシー（※2）の重要性、適正利用等について理解を深めるための教育・啓発を推進します。</p> <p>②学校における、インターネットに関するメディア・リテラシーや情報モラルに関する教育を、一層推進します。</p> <p>③教職員や保護者に対し、知識・スキルの向上のための教育・啓発の機会の充実を図ります。</p> <p>④保護者に対し、子どものインターネット利用に対する家庭内でのルールづくりや、情報端末へのフィルタリング導入の必要性についての啓発を推進します。</p>	人権政策室 教育委員会

※2メディア・リテラシー：インターネットやテレビ、新聞などのメディアを使いこなし、メディアの伝える情報を理解する能力。また、メディアからの情報を見きわめる能力のこと。

8 様々な人権問題

この他にも、様々な人権問題が存在します。中には、複数の問題が複雑に絡み合いながら発生したり、情報化の進展や価値観の多様化、社会情勢の変化等により新たに生まれたりしている人権問題もあります。また、これらの人権問題の中には、一見身近な問題ととらえることが難しいものもあるかもしれません。しかし、私たち誰もが常に偏見・差別の当事者や関係者になる可能性をもっています。他人事とせず、一人ひとりが自分自身に重ね合わせて考えていくことが大切です。

○日常生活に潜む人権問題

- ・婚外子に対する偏見・差別
- ・派遣社員やパートタイム労働者等の非正規労働者に対する偏見・差別
- ・学歴や特定の職業に対する偏見・差別
- ・他地域からの転入者に対する「よそ者意識」から生まれる偏見・差別 など

○ひとり親家庭の人権問題

- ・収入の減少等による貧困や生活困窮
- ・生計の維持と子どもの養育・介護・地域活動等を並立することへの負担 など

○感染症罹患患者等

- ・HIV やハンセン病、新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等の罹患患者や元罹患患者及びその家族、医療関係者等に対する偏見・差別 など

○性的指向・性自認（※1）に関する人権問題

- ・当事者に対するからかいやいじめ、アウティング（※2） など

○災害時における人権問題

- ・東日本大震災における原子力発電所の事故による、被災地の産業への風評被害や避難先での心ない言動
- ・高齢者や障がいのある人、妊産婦、子ども、外国人等の災害弱者における避難生活の困難 など

○犯罪被害者等

- ・犯罪被害における、心身及び経済的負担等による「直接的被害」
- ・捜査や裁判等に係る心身及び経済的負担、マスコミの取材や報道によるプライバシーの侵害、うわさや誹謗中傷等による「二次的被害」 など

○刑を終えて出所した人

- ・刑を終えて出所した人や仮釈放の人及びその家族等に対する偏見や差別 など

○中国帰国者等

- ・中国残留邦人（※3）の帰国後の援護策不足 など

○アイヌの人々

- ・アイヌ民族に対する同化政策（※4）による人権侵害
- ・結婚や就職における偏見・差別 など

○ホームレス

- ・経済的自立の困難、通行人からの嫌がらせや暴行 など

日常生活に潜む人権問題は、今まで当たり前で過ごしてきた暮らしの中に深く浸透しているため、法整備が進んでも人権問題として認識しづらい傾向があります。一人ひとりが自分自身の言動を顧み、偏見・差別に気づく必要があります。

また、先の見えない不安や恐怖に駆られる非常時にこそ、偏見や差別心は顕著に露呈すると考えられます。感染症罹患者等に関する人権問題として、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関係し、罹患者やその家族、医療関係者、国内外の感染拡大地域から来た人等を不当に避けたり、いじめや嫌がらせをしたりするなどの問題が起きました。また、地震や台風などの災害発生時には、被災者の長期にわたる避難生活や復興までの過程におけるストレス等が引き金となり、いじめや暴力などの様々な人権侵害や犯罪が発生する危険性があります。非常時を乗り越えるためには、生活物資や住まいの提供等のハード面の支援を拡充する一方で、正しい情報に基づき偏見・差別に加担しない意識づくりや、自分自身が当事者の立場で考え、思いやりと支え合いの気持ちをもった言動をするなど、一人ひとりによるソフト面での取り組みが必要不可欠です。

今後も、様々な人権問題が新たに発生したり、表面化したりすることが予想されます。私たちが生きる社会は、多様な人々が共存し、互いに関わり合うことで成立しています。誰もが人権侵害の加害者・被害者になることなく、安全・安心な暮らしを手に入れることができるよう、人権施策の3つの基本的視点を基盤に、個々の人権問題の実情を踏まえ、また、あらゆる手段や機会を通じて、差別撤廃と人権擁護の実現に向けた取り組みを推進します。

※1 性的指向・性自認：性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念のこと。代表的な性的少数者として、Lesbian（レズビアン、女性の同性愛者）Gay（ゲイ、男性の同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）などがある。性自認とは、自分の性をどのように認識しているのかを示す概念のこと。代表的な性的少数者としてTransgender（トランスジェンダー、身体の性と心の性が一致していない人々）などがある。

※2 アウティング：本人の了承なく、その人の性的指向や性自認について暴露すること。

※3 中国残留邦人：中国の東北地方(旧満州地区)に開拓団等として移住していた日本人の中で、昭和20(1945)年のソ連軍の対日参戦等により、肉親と離別して孤児となり中国の養父母に育てられたり、やむなく中国に残ったりした人々のこと。

※4 同化政策：アイヌ民族に対し、アイヌ語の使用やサケ漁等の生活習慣を禁止し、日本文化を受け入れるよう強いた明治政府による政策。

第4章 計画の推進

1 推進体制

(1) 庁内推進体制の整備

本計画を効果的に推進するためには、人権施策に係る各部署間の調整・協力が不可欠であることから、主政策を担う人権政策室をはじめ、各種人権課題に関係する部署による取り組みを推進するとともに、平成10（1998）年2月に、部落差別をはじめあらゆる差別をなくすことや、本計画の策定並びに効果的な推進を目的に庁内に設置された「差別撤廃と人権擁護推進本部」による全庁体制のもと、横断的・総合的に人権施策の推進を図ります。

(2) 国・県・関係機関等との連携と町民との協働

法務局や人権擁護委員協議会、県の個別課題担当部署や関係機関等との連携により、教育・啓発の効果的な推進や相談・支援事業の充実に努めます。

また、学校、地域、企業等がそれぞれの立場で、人権問題の解消に向けた主体的な取り組みを行うとともに、「部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくす推進委員会」や「企業人権・同和教育推進協議会」等の町民で構成する関係団体や関係機関とのつながりを一層密にし、町民との協働により、人権が尊重される社会づくりを推進します。

2 評価体制

社会情勢の変化等を人権施策に反映し、着実かつ効果的に推進するため、「山ノ内町差別撤廃人権擁護審議会」へ意見を求めるとともに、各種施策の内容を定期的に点検・評価し、見直しを図ります。

付属資料

国際人権諸条約一覧	34
主な人権関係法	35
山ノ内町差別撤廃と人権擁護に関する条例	37
山ノ内町差別撤廃人権擁護審議会規則	38
山ノ内町差別撤廃人権擁護審議会委員名簿	39
山ノ内町差別撤廃と人権擁護推進本部設置要綱	40

国際人権諸条約一覧

名称（略称）	採択年	日本の締結年
人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約（人身売買禁止条約）	昭和 24 (1949)	昭和 33 (1958)
難民の地位に関する条約（難民条約）	昭和 26 (1951)	昭和 56 (1981)
婦人の参政権に関する条約（婦人参政権条約）	昭和 28 (1953)	昭和 30 (1955)
あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）	昭和 40 (1965)	平成 7 (1995)
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（国際人権規約（社会権規約））	昭和 41 (1966)	昭和 54 (1979)
市民的及び政治的権利に関する国際規約（国際人権規約（自由権規約））	昭和 41 (1966)	昭和 54 (1979)
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）	昭和 54 (1979)	昭和 60 (1985)
拷問及びその他の残虐な非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約（拷問等禁止条約）	昭和 59 (1984)	平成 11 (1999)
児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）	平成元 (1989)	平成 6 (1994)
強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約（強制失踪条約）	平成 18 (2006)	平成 21 (2009)
障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）	平成 18 (2006)	平成 26 (2014)

主な人権関係法

人権課題	名称	施行年
人権全般	社会福祉法	昭和 26 (1951)
	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	平成 12 (2000)
同和問題	同和対策事業特別措置法	昭和 44 (1969)
	地域改善対策特別措置法	昭和 57 (1982)
	地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律	昭和 62 (1987)
	部落差別の解消の推進に関する法律	平成 28 (2016)
女性 (男女共同参画)	売春防止法	昭和 32 (1957)
	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	昭和 47 (1972)
	男女共同参画社会基本法	平成 11 (1999)
	ストーカー行為等の規制等に関する法律	平成 12 (2000)
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	平成 13 (2001)
障がいのある人	身体障害者福祉法	昭和 25 (1950)
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	昭和 25 (1950)
	知的障害者福祉法	昭和 35 (1960)
	障害者の雇用の促進等に関する法律	昭和 35 (1960)
	障害者基本法	昭和 45 (1970)
	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律	平成 24 (2002)
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	平成 18 (2006)
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	平成 28 (2016)
高齢者	老人福祉法	昭和 38 (1963)
	介護保険法	平成 9 (1997)
	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	平成 18 (2006)
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	平成 18 (2006)
子ども	児童福祉法	昭和 23 (1948)
	母子及び父子並びに寡婦福祉法	昭和 39 (1964)
	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	平成 11 (1999)
	児童虐待の防止等に関する法律	平成 12 (2000)
	子ども・若者育成支援推進法	平成 22 (2010)
	子ども・子育て支援法	平成 26 (2014)
	子どもの貧困対策の推進に関する法律	平成 26 (2014)
	いじめ防止対策推進法	平成 25 (2013)

人権課題	名称	施行年
外国人	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律	平成 28 (2016)
インターネットによる人権侵害	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律	平成 14 (2002)
	青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	平成 21 (2009)
感染症罹患者等	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律	平成 21 (2009)
性的指向・性自認	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律	平成 16 (2004)
災害時における人権問題	被災者生活再建支援法	平成 10 (1998)
犯罪被害者等	犯罪被害者等基本法	平成 17 (2005)
ホームレス等	生活保護法	昭和 25 (1950)
	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法	平成 14 (2002)
	生活困窮者自立支援法	平成 27 (2015)
アイヌの人々	アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律	平成 9 (1997)
拉致被害者	北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律	平成 15 (2003)
	拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律	平成 18 (2006)
自殺	自殺対策基本法	平成 18 (2006)

山ノ内町差別撤廃と人権擁護に関する条例

平成6年6月27日
条例第9号

改正 令和2年12月15日条例第31号

(目的)

第1条 この条例は、全ての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法、部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)をはじめとする差別の解消を目的とした法令の理念にのっとり、町民の責務、町の施策等について必要な事項を定めることにより、部落差別をはじめあらゆる差別撤廃と人権擁護を図り、もって平和で明るい国際都市をめざす山ノ内町の実現に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で町民の人権意識の高揚に努めなければならない。

(町民の責務)

第3条 すべての町民は、相互に基本的人権を尊重し、部落差別をはじめあらゆる差別をなくすための施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないよう努めなければならない。

(施策の総合的かつ計画的推進)

第4条 町は、第1条の目的を達成するため、生活環境の整備、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、教育・文化の向上及び人権擁護等の施策を、総合的かつ計画的に推進するよう努めなければならない。

(実態調査の実施)

第5条 町は、前条の施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ、実態調査等を行うよう努めなければならない。

(教育及び啓発活動等の充実)

第6条 町は、学校教育、社会教育、その他の生涯を通じたあらゆる教育の場において、豊かな人権感覚の育成のために必要な取組を行わなければならない。

2 町は、町民の人権意識の高揚を図るため、啓発媒体の活用、人権啓発指導者の育成及び人権関係団体等との協力関係の強化など、きめ細かな啓発事業の取組と啓発組織の充実に努めるとともに、差別を許さない世論の形成や、人権擁護の社会的環境の醸成を促進しなければならない。

(相談・支援体制の整備)

第7条 町は、国・県及び人権関係団体等と連携し、不当な差別等に関する相談に的確に応じるとともに、問題の解決のための支援等、人権救済のために必要な措置を講じなければならない。

(推進体制の充実)

第8条 町は、諸施策を効果的に推進するため、国・県及び人権関係団体等との連携を強め、推進体制の充実に努めなければならない。

(審議会)

第9条 この条例に定める重要事項を調査審議する機関として、山ノ内町差別撤廃人権擁護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の組織及び運営に関する事項は、規則で定める。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成6年7月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月15日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

山ノ内町差別撤廃人権擁護審議会規則

平成6年6月27日
規則第6号

改正 令和2年12月15日規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、山ノ内町差別撤廃と人権擁護に関する条例（平成6年山ノ内町条例第9号）第9条に規定する山ノ内町差別撤廃人権擁護審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会に関し、必要な事項を定める。

(任務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 町議会議員
- (3) 人権問題に関し、経験を有する者
- (4) 関係官公庁の職員

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(幹事)

第8条 審議会に必要があるときは、幹事を置くことができる。

2 幹事は、吏員のうちから、町長が任命する。

附 則

この規則は、平成6年7月1日から施行する。

附 則（令和2年12月15日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

山ノ内町差別撤廃人権擁護審議会委員名簿

(令和2(2020)年度～3(2021)年度 順不同、敬称略)

	氏 名	所 属 役 職 等
会 長	湯本 健	山ノ内町区長会代表
副会長	山本 喜美子	人権擁護委員
	小山内 明美	人権擁護委員
	武田 喜代子	人権擁護委員
	秋元 繁一	人権擁護委員
	原 隆文	山ノ内町中央公民館長
	北田 謡子	山ノ内町手をつなぐ育成会長
	鈴木 浩史	山ノ内町社会福祉協議会事務局長
	須田 邦雄	部落解放同盟山ノ内町支部長
	竹田 久	山ノ内町企業人権・同和教育推進協議会長
	田村 陸男	山ノ内町身体障害者協会会長
	小池 博敏	山ノ内町民生児童委員協議会副会長
	藤村 祥江	山ノ内町校長会代表(東小学校長)
	山口 辰也	山ノ内町PTA連合会長
	高山 祐一	山ノ内町議会社会文教常任委員長

山ノ内町差別撤廃と人権擁護推進本部設置要綱

平成 10 年 2 月 1 日
要綱第 13 号

改正 平成 18 年 8 月 31 日要綱第 13 号 平成 22 年 10 月 15 日訓令第 8 号
平成 28 年 8 月 1 日告示第 87 号 平成 29 年 2 月 28 日訓令第 2 号
令和 2 年 12 月 21 日訓令第 10 号

(設置)

第 1 条 「山ノ内町差別撤廃と人権擁護に関する条例」に係る施策について関係各課等相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、庁内に「山ノ内町差別撤廃と人権擁護推進本部」(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 本部の所掌事務は次に掲げるとおりとする。

- (1) 「山ノ内町差別撤廃と人権擁護に関する総合計画」の策定と推進に関すること。
- (2) その他施策における必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 本部は、本部長、副本部長、本部員及び幹事で構成する。

- 2 本部長は、町長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副町長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、課等の長をもって充てる。
- 5 幹事は、課等を代表して別表に掲げる係長等をもって充てる。

(職務)

第 4 条 本部長は、本部を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐する。
- 3 本部員は、会務の執行にあたる。
- 4 幹事は、本部員を補佐するとともに、所属の課等において必要な協議、調整等を行う。

(会議)

第 5 条 本部の会議は、本部員会議及び幹事会議とする。

(本部員会議)

第 6 条 本部員会議は、基本方針及び推進方策に基づき、諸施策についての連絡調整を行う。

- 2 本部員会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。
- 3 本部長が必要と認めるときは、本部員以外の者に会議の出席を求めることができる。

(幹事会議)

第 7 条 幹事会議は、基本方針及び推進方策に基づき、諸施策についての連絡調整を行う。

- 2 幹事会議は、事務局長が招集し、事務局長が議長となる。

(事務局)

第 8 条 事務局は、人権政策室に置き、本部の所掌事務に関する調査、研究及び会務の執行に必要な事項を処理する。

- 2 事務局長は、人権政策室長をもって充てる。
- 3 事務局員は、人権政策室・人権教育係職員をもって充てる。

(細目)

第 9 条 この要綱の施行について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 8 月 31 日要綱第 13 号）
この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年 10 月 15 日訓令第 8 号）
この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 8 月 1 日告示第 87 号）
この告示は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 2 月 28 日訓令第 2 号）
この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 12 月 21 日訓令第 10 号）
この訓令は、令和 2 年 12 月 21 日から施行する。

山ノ内町差別撤廃と人権擁護推進本部構成員

本部長	町長	
副本部長	副町長 教育長	
本部員	総務課長（人権政策室長） 農林課長 建設水道課長 議会事務局長 税務課長	観光商工課長 教育委員会教育次長 消防課長 健康福祉課長 会計管理者
幹事	税務課課税係長 総務課企画係長 消防課消防防災係長 中央公民館長補佐 保育研究会長 議会事務局議事係長	建設水道課計画監理係長 健康福祉課健康づくり支援係長 観光商工課観光商工係長 農林課農業振興係長 総務課人権政策室長補佐（事務局兼務） 教育委員会人権教育係長（事務局兼務）
事務局長	人権政策室長（総務課長）	
事務局員	人権政策室・人権教育係職員	



第3次山ノ内町人権に関する総合計画

令和3年3月発行

発行 山ノ内町

編集 山ノ内町人権政策室

〒381-0498

長野県下高井郡山ノ内町大字平穏3352-1

TEL 0269-33-3111 FAX 0269-33-4527

メールアドレス jinken@town.yamanouchi.lg.jp

ホームページ <http://www.town.yamanouchi.nagano.jp/>